証券コード：7036

e-Marketing Network

第８回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2021年３月25日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー　５階
ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター

議　　案 第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。感染拡大防止のため、事前に書面(郵送）により議決権をご行使いただき、当日の来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

目　　次

第８回定時株主総会招集ご通知（提供書面）…… 1
事業報告…… 2
計算書類…… 17
監査報告…… 28
株主総会参考書類…… 32

株式会社イーエムネットジャパン

証券コード　7036
2021年３月９日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿六丁目10番１号
株式会社イーエムネットジャパン
代表取締役社長　山　本　臣　一　郎

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年３月24日（水曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2021年３月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）

２．場　　所　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー　５階
ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

３．目的事項
報告事項　第８期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://emnet.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、当初は雇用・所得環境は改善傾向にあったものの、年明け以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染防止のための緊急事態宣言の発令や各自治体からの要請により、経済活動が停滞し消費マインドが低下した結果、景気下振れのリスクが急速に顕在化いたしました。その後、政府による全国的な緊急事態宣言が５月下旬に解除され、また各種政策の効果等もあり、国内経済活動が徐々に再開してきたものの、先行きは依然として不透明な状況であります。また、海外におきましても同様に新型コロナウイルス感染症の拡大は続いており、収束の見通しが立たない状況の中、世界経済も依然として景気の先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するインターネット広告市場につきましては、これまで2019年には２兆1,048億円（前年比119.7％）と前年に引き続き伸長してまいりました（広告費データは、株式会社電通「2019年 日本の広告費」より引用）。しかし、このような状況下において、インターネット広告市場は新型コロナウイルス感染拡大に伴い政府より発令されました緊急事態宣言以降、外出自粛要請や各業種への営業制限、様々なイベントの中止、求人の抑制等により広告需要が停滞いたしました。その後の緊急事態宣言解除後は、経済活動に徐々に回復の兆しが期待されておりますが、年後半には新型コロナウイルスの感染の再拡大の状況にあり、引き続きインターネット広告市場は厳しい状況で推移いたしております。

このような環境のもと、当社のインターネット広告事業では、引き続き積極的な人材採用と人材教育に注力することで販売体制の強化を図り、既存のクライアント企業の売上拡大、及び新規クライアント企業の獲得に注力してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請による影響を受けつつも、新規クライアントの獲得及び既存のクライアントの広告予算の増額により増収となりましたが、積極的な人材への投資（2020年度の新卒採用30名、前期比８名増加）により、売上高9,305,952千円（前期比18.5％増）、営業利益290,797千円（同11.1％減）、経常利益291,825千円（同12.6％減）、当期純利益212,261千円（同11.3％減）となりました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 5 期 (2017年12月期)	第 6 期 (2018年12月期)	第 7 期 (2019年12月期)	第 8 期 (当事業年度) (2020年12月期)
売　　上　　高(千円)	6,080,909	6,894,392	7,855,189	9,305,952
経　常　利　益(千円)	167,570	239,468	334,033	291,825
当　期　純　利　益(千円)	112,749	167,251	239,278	212,261
１株当たり当期純利益（円）	70.47	94.80	130.03	113.91
総　　資　　産(千円)	1,699,344	2,122,723	2,512,128	3,020,572
純　　資　　産(千円)	481,841	839,593	1,039,121	1,226,369
１株当たり純資産額（円）	301.15	456.30	563.39	650.41

（注）　当社は、2018年６月４日付で普通株式１株につき200株、2019年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社の状況

①　親会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社に対する議決権比率	当　　社　　と　　の　　関　　係
EMNET INC.	11,138,039,000 韓国ウォン	62.80%	役員の兼任 販売管理・社内情報共有システムの提供

②　親会社等との間の取引に関する事項

イ．親会社等との間の取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引に係る取引条件等について、同社の保有するシステムの利用料については、一般の取引条件を踏まえて市場価格や総原価を勘案し交渉の上で決定しております。

ロ．親会社等との間の取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社との取引については、当社の取締役会が取締役会規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社におきましては、以下の点を主な対処すべき課題と認識しております。

① 運用型広告の強化

インターネットメディアはテレビメディア広告費を超え、インターネット広告市場は、2019年には２兆1,048億円（前年比119.7%）と前年に引き続き伸長しております。特に当社の主力サービスである運用型広告市場は1兆3,267億円（前年比115.2%）と大きく伸長しております（広告費データは、株式会社電通「2019年 日本の広告費」より引用）。一方で、アドフラウド（広告詐欺）問題や、個人情報保護の観点からWebページにおける個人情報の取り扱いが厳格化されたことによるcookie規制等、インターネット広告特有の問題もあります。

こうした環境の中、当社は、これまで蓄積してきた広告運用のノウハウを生かし、現在の主力サービスである検索連動型広告（リスティング広告）や運用型ディスプレイ広告について、最新のインターネット広告情報の取得や社員教育等を通じて更なるサービスの品質の向上を図り、クライアント企業の満足度の向上を追求して参ります。

② 新技術への対応

昨今、ＩｏＴやＡＩ（人工知能）等のデジタルテクノロジーの進化が企業経営等に影響を与えております。こうしたデジタルテクノロジーの進化は、急速な技術革新が進むインターネット広告事業に対しても、今後大きな影響を与えると考えております。そこで、こうしたデジタルテクノロジー等の新技術に対応すべく、必要に応じた投資や人材育成に取り組んで参ります。

③ 人材確保と人材育成

当社は、事業環境が流動的なインターネット広告市場に属しており、より一層の利益成長と企業価値の向上のために、経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく優秀な人材の採用・育成に取り組む必要があると認識しております。このため、他業界からの積極採用を含む採用の多様化や継続的な研修の充実・実施に努めて参ります。

④　内部管理体制の強化

当社は、現在成長段階にあり、規模拡大に伴う業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。また、当社は株主をはじめ、クライアント企業、取引先、社員等、様々なステークホルダーや、社会から信頼される企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンス体制の整備及び向上が重要事項であると認識しております。

このため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図り、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを重視した内部管理体制強化に取り組んで参ります。具体的には、監査等委員会設置会社への移行と社外取締役の増員、監査等委員会と内部監査チームとの連携によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員による監査の実施による当社のコーポレート・ガバナンス機能の強化及び当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化への対応などを行っております。

⑤　株主への安定配当

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な課題として位置づけており、財務面での健全性を維持しながら、継続した配当の実施と企業価値の向上を実現していくことを基本方針としております。そのため、今後も更なる業績の向上に努め、業績に対応した配当を実現しつつ、企業価値の一層の充実を図りたいと考えております。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

インターネット広告事業を営んでおり、クライアント企業のニーズに応えるべく、デジタルマーケティングにおける課題を解決し、更なる利益向上を図るための戦略・運用・分析・改善サービスを提供しております。

(6) 主要な営業所（2020年12月31日現在）

本社：東京都新宿区

(7) 使用人の状況（2020年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
96名	6名増	28.0歳	3.6年

（注）　使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（2020年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　6,800,000株

(2) 発行済株式の総数　　1,880,000株(自己株式29株を含む)

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は35,600株増加しております。

(3) 株主数　　545名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
KSD-MIRAE ASSET DAEWOO (CLIENT)	1,180,200株	62.78%
株式会社Y’s corporation	120,000株	6.38%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	72,850株	3.88%
野村證券株式会社	62,500株	3.32%
株式会社日本カストディ銀行	41,000株	2.18%
安中臣一郎	30,000株	1.60%
金鉉俊	29,600株	1.57%
KSD-KB	21,600株	1.15%
MSIP CLIENT SECURITIES	18,100株	0.96%
イーエムネットジャパン従業員持株会	15,400株	0.82%

（注）　KSD-MIRAE ASSET DAEWOO (CLIENT) の持株数1,180,200株は、EMNET INC.が実質的に所有しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日			2017年12月13日	2020年3月25日
新株予約権の数			125個	150個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式　50,000株 （新株予約権１個につき400株）	普通株式　15,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権１個当たり37,442円 （1株当たり374円） （なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権１個当たり　150,000円 （１株当たり375円）	新株予約権１個当たり　141,400円 （１株当たり1,414円）
権利行使期間			2019年12月14日から 2027年12月13日まで	2022年3月26日から 2024年3月25日まで
主な行使条件			（注）１	（注）１
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　125個 目的となる株式数　50,000株 保有者数　2名	新株予約権の数　70個 目的となる株式数　7,000株 保有者数　2名
		社外取締役	－	新株予約権の数　80個 目的となる株式数　8,000株 保有者数　1名
	取締役（監査等委員）		－	－

（注）１．新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。

(1)　新株予約権の割当てを受けたもの（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。

(2)　新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

２．2018年６月４日付の株式分割（１株を200株に分割）、2019年９月１日付の株式分割（１株を２株に分割）により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第２回新株予約権
発行決議日		2020年3月25日
新株予約権の数		133個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　13,300株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり37,442円 （1株当たり374円） （なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 141,400円 （１株当たり　1,414円）
権利行使期間		2022年3月26日から 2024年3月25日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　133個 目的となる株式数　13,300株 交付者数　20人
	子会社の役員及び使用人	－

（注）新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。

(1)　新株予約権の割当てを受けたもの（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。

(2)　新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本　臣一郎 (戸籍上の氏名： 安中　臣一郎)	株式会社Y's corporation 代表取締役
取締役	村井　仁	常務取締役ＣＦＯ兼管理統括部部長
取締役	上野　正博	マナ株式会社　代表取締役社長 グアダーニョ株式会社　代表取締役社長 Outbrain Japan株式会社 マネージング・ディレクター
取締役 (常勤監査等委員)	西村　訓仁	
取締役（監査等委員）	金　永源	EMNET INC.　代表取締役社長
取締役（監査等委員）	落合　出	医療法人社団ミッドタウンクリニック 会員制医療運営部門部門長補佐
取締役（監査等委員）	朝吹　英太	永島橋本安國法律事務所　弁護士

（注）１．取締役上野正博氏は、社外取締役であります。
２．取締役(常勤監査等委員)西村訓仁氏、取締役(監査等委員)落合出氏、朝吹英太氏は、社外取締役であります。
３．取締役(常勤監査等委員)西村訓仁氏は、金融業界で培ってきた専門知識及び経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、情報収集力の充実及び内部監査担当等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、西村訓仁氏を常勤の監査等委員として選定しております。
５．当社は、取締役上野正博氏、取締役(常勤監査等委員)西村訓仁氏、取締役(監査等委員)落合出氏及び朝吹英太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 (1名)	57,600千円 (8,100千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	9,600千円 (3,600千円)
合　　計 （うち社外役員）	7名 (4名)	67,200千円 (11,700千円)

（注）１．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年３月27日開催の第６回定時株主総会において、年額120,000千円以内（うち社外取締役分年額30,000千円以内）と決議いただいております。

２．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年３月25日開催の第７回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30,000千円以内と決議いただいております。

３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年３月27日開催の第６回定時株主総会において、年額25,000千円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

特別の関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 上野正博	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験とインターネット広告についての幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (常勤監査等委員) 西村訓仁	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、金融機関の経営経験者として、経営等に係る豊富な経験や専門的な知識を活かし、当社の経営に適時適切な助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員) 落合出	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、主に産業医としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役 (監査等委員) 朝吹英太	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、弁護士としての専門知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び業務執行のモニタリング体制を強化するための助言・提言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬	18,000千円
当事業年度に係る非監査業務に基づく報酬	－千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針についての決定内容は、以下のとおりであります。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社の行動基準としてリスク管理規程及びコンプライアンス管理規程を制定し全役職員への周知徹底及び運用体制を構築しております。

ロ．当社の取締役の職務執行状況は、監査等委員会規程、監査等委員会規則及び監査計画に基づき監査等委員会の監査を受けております。

ハ．当社は、不正行為を早期発見するためにコンプライアンス管理規程において内部通報制度を規定しております。使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社のコンプライアンス管理規程に定める内部通報制度を利用し報告するものとしております。

ニ．反社会的勢力排除規程と反社会的勢力排除実施要領を制定し、当該規程等に基づき反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め、毅然と対応するものとし、社内全体への徹底を図って参ります。

ホ．上記の法令遵守体制の運用状況について、内部監査規程に基づき内部監査チームが監査を行い、監査を受けた部署は是正・改善を要する場合、速やかにその対策を講じます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役会議事録ならびに稟議決裁書等、取締役の職務の執行に係る重要文書は、取締役会規程及び文書管理規程において、保存期間ならびに保存責任部署を定め、必要に応じて閲覧に供せる体制としております。

ロ．内部監査チームは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の状況について内部監査規程に基づき監査を行い、監査を受けた部署は是正・改善する必要がある場合は速やかにその対策を講じます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失に結びつく社内外のリスクを識別・分類し、それぞれについての社内規程ないし対応手順を定め、損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図って参ります。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限ならびに意思決定のルールを職務権限規程及び業務分掌規程に明確に定めております。

ロ．取締役会を定例で毎月１回開催し、取締役会で決議すべき事項及び報告すべき事項を取締役会規程に定めております。その他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切に業務執行を行える体制を確保しております。

⑤　当社における業務の適正を確保するための体制

イ．会社の管理運営体制を管掌する役員を設置し、会社経営の健全性確保に資するとともに、監査等委員である取締役による監査体制を充実させ、会社の内部監査を実施し、業務の適正を検証しております。

ロ．財務報告に係る内部統制評価の観点からも、当社の業務プロセスの検証・整備を図って参ります。

⑥　当社監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役会は、監査等委員会から要請がある場合、協議のうえ監査等委員会の業務補助のための使用人を配置いたします。同使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されるものとしており、その評価、異動には監査等委員会の事前の同意を要するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保いたします。

⑦　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを監査等委員会に報告しなければならないものとしております。内部監査チームは監査終了の都度、内部監査報告書の写しを監査等委員会に提出することとしております。

ロ．監査等委員会及び監査等委員である取締役は、必要に応じて、内部監査担当者、取締役（監査等委員である取締役を除く。）もしくはその他の者に対して報告を求めることとしております。また、監査等委員会及び監査等委員である取締役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを行いません。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を監視するため、取締役会以外の重要な会議にも出席して、業務執行にかかる重要な事項の審議ないし報告状況を直接

認識でき、また稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて関係する取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人に説明を求めることができる体制としております。

ロ．監査等委員会は、代表取締役及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

ハ．監査等委員会がその職務について、当社に対し、会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会を13回開催し、法令に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、当社における月次の経営実績の分析・対策・評価を検討するとともに法令への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

② 監査等委員会を12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、業務及び財産の状況監査、取締役の業務執行監査、法令の遵守について監査いたしました。また、各取締役や会計監査人、内部監査チームと適宜情報交換を行いました。

③ 内部統制評価については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、策定した実施計画に基づき適切に実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

④ 当社の内部監査については、内部監査規程に基づき内部監査チームが作成した監査計画に則り、適切に実施いたしました。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,781,263	流動負債	1,730,087
現金及び預金	1,263,417	買掛金	1,337,223
受取手形	3,958	リース債務	652
売掛金	1,483,526	未払金	79,377
前払費用	30,923	未払費用	16,916
その他	90	未払法人税等	36,879
貸倒引当金	△652	未払消費税等	13,090
固定資産	239,309	前受金	207,962
有形固定資産	11,075	預り金	37,785
建物	2,690	その他	200
工具、器具及び備品	5,347	固定負債	64,115
リース資産	3,038	リース債務	2,397
投資その他の資産	228,233	退職給付引当金	30,805
投資有価証券	84,900	役員退職慰労引当金	14,935
ゴルフ会員権	20,540	資産除去債務	15,977
差入保証金	54,003	負債合計	1,794,203
繰延税金資産	34,650	(純資産の部)	
破産更生債権等	1,685	株主資本	1,222,746
その他	40,474	資本金	302,650
貸倒引当金	△8,021	資本剰余金	102,750
		資本準備金	102,750
		利益剰余金	817,423
		その他利益剰余金	817,423
		繰越利益剰余金	817,423
		自己株式	△76
		新株予約権	3,622
		純資産合計	1,226,369
資産合計	3,020,572	負債純資産合計	3,020,572

損 益 計 算 書

（2020年１月１日から 2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		9,305,952
売上原価		8,074,987
売上総利益		1,230,964
販売費及び一般管理費		940,166
営業利益		290,797
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	396	
前受金取崩益	1,386	
保険返戻金	980	
雑収入	770	3,544
営業外費用		
支払利息	174	
為替差損	632	
保険解約損	1,709	2,516
経常利益		291,825
税引前当期純利益		291,825
法人税、住民税及び事業税	75,323	
法人税等調整額	4,240	79,564
当期純利益		212,261

株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から2020年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	295,975	96,075	96,075	647,071	647,071	－	1,039,121	－	1,039,121
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	6,675	6,675	6,675				13,350		13,350
剰余金の配当				△41,909	△41,909		△41,909		△41,909
当期純利益				212,261	212,261		212,261		212,261
自己株式の取得						△76	△76		△76
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								3,622	3,622
当期変動額合計	6,675	6,675	6,675	170,352	170,352	△76	183,625	3,622	187,247
当期末残高	302,650	102,750	102,750	817,423	817,423	△76	1,222,746	3,622	1,226,369

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　13年

工具、器具及び備品　２年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めておりました「保険返戻金」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「保険返戻金」は724千円であります。

（追加情報）

（会計上の見積りの不確実性に関する追加情報）

当社では、投資有価証券の減損等について会計上の見積りを行っております。新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等は予測が困難ですが、会計上の見積りにあたっては、当該事象の主な影響が一定期間にわたり継続するとの仮定を置いております。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　24,990千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債務　735千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費	2,673千円
仕入	977千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　1,880,000株

（注）　普通株式の当事業年度の増加35,600株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　29株

（注）　自己株式の当事業年度の増加29株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年３月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,444	10.00	2019年12月31日	2020年３月26日
2020年８月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	23,465	12.50	2020年６月30日	2020年９月７日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年３月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	28,199	15.00	2020年12月31日	2021年３月26日

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　68,400株

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資金で賄っております。一時的な余剰資金につきましては、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金、貸倒懸念債権及び破産更生債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、建物を賃借するための敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式を保有しております。非上場株式については、発行体の財務状況の悪化などによる減損リスクに晒されております。

ゴルフ会員権は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況について財務担当者が営業担当者に随時連絡を取っており、取引先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスクの管理

投資有価証券につきましては、定期的に発行体の財務状況等を把握することで、減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

財務担当者が、適時に資金繰りの状況を確認し、資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注) 2.を参照ください）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,263,417	1,263,417	－
(2) 受取手形	3,958	3,958	－
(3) 売掛金	1,483,526		
貸倒引当金(*1)	△652		
	1,482,874	1,482,874	－
(4) ゴルフ会員権	9,200	8,400	△800
(5) 差入保証金	54,003	54,003	－
(6) 貸倒懸念債権	6,587		
(7) 破産更生債権等	1,685		
貸倒引当金(*2)	△8,021		
	251	251	－
資産計	2,813,706	2,812,906	△800
(1) 買掛金	1,337,223	1,337,223	－
(2) 未払金	79,377	79,377	－
(3) 未払費用	16,916	16,916	－
(4) 未払法人税等	36,879	36,879	－
(5) 未払消費税等	13,090	13,090	－
(6) 預り金	37,785	37,785	－
(7) リース債務(*3)	3,050	3,020	△30
負債計	1,524,322	1,524,291	△30

(*1)売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2)貸倒懸念債権および破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年以内返済予定のリース債務はリース債務に含めて表示しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形並びに(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) ゴルフ会員権

時価については、ゴルフ会員権取扱店（インターネットサイト含）等の相場価格等によって算定しております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価については、想定した賃借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして算定しております。

(6) 貸倒懸念債権

貸倒懸念債権については、貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

(7) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等並びに(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	84,900
ゴルフ会員権	11,340

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には含めておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,263,417	－	－	－
受取手形	3,958	－	－	－
売掛金	1,483,526	－	－	－
差入保証金	－	54,003	－	－
合計	2,750,902	54,003	－	－

※破産更生債権等1,685千円および貸倒懸念債権6,587千円については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

４．リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
リース債務	652	655	667	681	403	－
合計	652	655	667	681	403	－

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,656千円
未収金	7,165千円
前払費用	399千円
未払事業税	3,398千円
未払費用	1,883千円
資産除去債務	4,893千円
退職給付引当金	9,434千円
役員退職慰労引当金	4,573千円
その他	331千円
繰延税金資産　小計	34,734千円
評価性引当金	－千円
繰延税金資産　合計	34,734千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△84千円
繰延税金負債　合計	△84千円
繰延税金資産の純額	34,650千円

８．関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	安中　臣一郎	1.59	当社代表取締役	新株予約権行使	11,250	－	－

(注) 取引金額欄は、当事業年度のストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	650円41銭
(2) １株当たり当期純利益	113円91銭

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月19日

株式会社イーエムネットジャパン
　取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　直　幸　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イーエムネットジャパンの2020年１月１日から2020年12月31日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月22日

株式会社イーエムネットジャパン　監査等委員会

常勤監査等委員　西　村　訓　仁　㊞

監査等委員　金　　永　源　㊞

監査等委員　落　合　　出　㊞

監査等委員　朝　吹　英　太　㊞

（注）常勤監査等委員西村訓仁氏、監査等委員落合出氏及び朝吹英太氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しつつ、2018年９月21日に東証マザーズ市場に上場するまでは将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保の充実に努めてまいりました。

一方で、当社は、上場後においてはご支援をいただいている株主の皆様との長期的な関係を構築するためにも、継続的に配当を行うことを検討しております。

こうした方針を踏まえ、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案しつつ、安定配当の維持を基本とし、以下のとおり第８期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金15円（普通配当15円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は28,199,565円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年３月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。「以下、本議案において同じ。」）全員３名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	山本　臣一郎（戸籍上の氏名：安中　臣一郎）（1971年９月４日）	1995年４月　コーパック・インターナショナル株式会社 入社 1999年10月　ダブルクリック株式会社 入社 2000年10月　Adsociety 入社 2001年12月　Ask Jeeves Japan株式会社 入社 2004年10月　トランス・コスモス株式会社 入社 2010年５月　EMNET INC. 入社　同社　上席常務執行役員 就任 2014年１月　当社　常務取締役 就任 2016年１月　当社　取締役副社長 就任 2016年11月　当社　代表取締役社長 就任（現任） 2017年12月　株式会社Y's corporation 代表取締役 就任（現任）	30,000株
2	村井　仁（1974年７月７日）	1999年10月　デロイトトーマツコンサルティング株式会社（現　アビームコンサルティング株式会社）入社 2006年７月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年11月　会計教育研修機構　東京実務補修所運営委員 就任（現任） 2014年11月　会計教育研修機構　東京実務補修所運営副委員長 就任 2016年８月　当社　執行役員ＣＦＯ 就任 2016年11月　当社　取締役ＣＦＯ 就任 2017年１月　当社　管理統括部部長 就任 2020年５月　当社　常務取締役ＣＦＯ兼管理統括部部長 就任(現任)	4,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	上野 正博（うえの まさひろ） （1964年４月３日）	1987年４月　株式会社リクルート 入社 1998年10月　ダブルクリック株式会社　代表取締役社長 就任 2001年６月　トランス・コスモス株式会社　取締役 就任 2003年６月　同社　常務取締役 就任 2004年６月　オーバーチュア株式会社　代表取締役社長 就任 2006年６月　ビカム株式会社　代表取締役社長 就任 2011年４月　CRITEO株式会社　アジア太平洋地域最高責任者 就任 2011年６月　同社　代表取締役 就任 2012年２月　マナ株式会社　代表取締役社長 就任（現任） 2012年３月　グアダーニョ株式会社　代表取締役社長 就任（現任） 2016年４月　BuzzFeed Japan株式会社　代表取締役社長 就任 2018年５月　当社　社外取締役 就任（現任） 2019年２月　Sojern Asia PTE Ltd.　アジア太平洋地域担当バイスプレジデント 就任 2020年10月　Outbrain Japan株式会社　マネージング・ディレクター就任（現任）	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．上野正博氏は、社外取締役候補者であります。

３．上野正博氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はインターネット業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から当社事業及び経営の監督をいただくため社外取締役として選任をお願いするものであります。

４．上野正博氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は、本株主総会の終結の時をもって２年10か月となります。

５．当社は、上野正博氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

6．当社は、上野正博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

7．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役全員４名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	西村　訓仁 （1955年７月30日）	1981年６月　ニューヨーク銀行（現　ニューヨーク・メロン銀行）　入行 1992年４月　同行　ロンドン国際部ヴァイスプレジデント 就任 1983年１月　ソシエテ・ジェネラル銀行 東京支店 入行 1987年６月　ドイツ銀行 東京支店入行 金融法人部部長 就任 2000年１月　同行　金融法人部ディレクター 就任 2000年８月　インフォーマ グローバル マーケット ジャパン株式会社 入社 2001年12月　同社　代表取締役社長 就任 2019年３月　当社 取締役（常勤監査等委員） 就任（現任）	－株
2	金　永源 （1966年３月２日）	1991年11月　株式会社中央日報 入社 2000年４月　EMNET INC. 入社 代表取締役社長 就任（現任） 2013年３月　韓国オンライン広告協会　副会長 就任 2015年３月　韓国オンライン広告協会　理事 就任（現任） 2015年６月　当社　代表取締役社長 就任 2016年11月　当社　監査役 就任 2017年11月　財団法人韓国インターネット広告 財団理事 就任 2019年３月　当社 取締役（監査等委員） 就任（現任） （重要な兼職の状況） EMNET INC. 代表取締役社長	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	落合（おちあい） 出（いずる） （1965年12月12日）	1996年５月　医師国家資格合格 医師登録 1996年６月　国立高崎病院内科 高崎総合医療センター 勤務 1998年９月　東京女子医大心臓血圧研究所 勤務 2001年４月　国立高崎病院内科 勤務 2003年12月　Mayo Clinic 勤務 2004年４月　日本医師会認定 産業医 2005年４月　医療法人社団 あんしん会 四谷メディカルキューブ 循環器内科部長 就任 2015年６月　医療法人社団ミッドタウンクリニック 会員制医療運営部門長補佐 就任 2016年５月　ハイメディック東京ベイ 副院長 就任 2018年６月　医療法人社団ミッドタウンクリニック 会員制医療運営部門国際幹事 就任 2019年３月　当社 取締役（監査等委員） 就任（現任） 2020年６月　医療法人社団ミッドタウンクリニック 会員制医療運営部門部門長補佐 就任(現任) （重要な兼職の状況） 医療法人社団ミッドタウンクリニック 会員制医療運営部門部門長補佐	8,000株
4	朝吹（あさぶき） 英太（えいた） （1982年８月６日）	2010年12月　弁護士登録 2011年１月　永島橋本法律事務所（現　永島橋本安國法律事務所） 入所（現任） 2013年１月　港区情報公開・個人情報保護審査会委員就任（現任） 2019年３月　当社 取締役（監査等委員） 就任（現任） （重要な兼職の状況） 永島橋本安國法律事務所　弁護士	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補者金永源氏は、当社の親会社でありますＥＭＮＥＴ　ＩＮＣ．の業務執行者であり、過去５年間にいても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去５年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
３．西村訓仁氏、落合出氏及び朝吹英太氏は、社外取締役候補者であります。
４．(1) 西村訓仁氏は、同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は金融機関に長く勤務されるとともに経営者として経験が豊富であり、経営に関する高い見識と深い知見を有されていることから、これまでのご経験から企業のガバナンスやコンプライアンスについて適切な助言を頂くことで、当社の経営監督に活かせるとの判断から監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2) 落合出氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、同氏を社外取締役候補者とした理由は、医師として人格、見識を十分に備えており、企業の産業医として会社の組織にも精通しており、豊富な知見、経験等に基づく意見を提言することで、取締役会の適切な意思決定を図り、もってコーポレート・ガバナンスの強化につながると判断したため監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
(3) 朝吹英太氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての専門知識と豊富な経験からコンプライアンス及び経営のリスク管理について適切な助言を頂くことで、当社の経営監督に活かせるとの判断から監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．西村訓仁氏、落合出氏及び朝吹英太氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、３氏の在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
６．西村訓仁氏、落合出氏及び朝吹英太氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、３氏の再任が承認された場合は、３氏との当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、西村訓仁氏、落合出氏及び朝吹英太氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。３氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
８．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー　５階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター



交通　「西新宿駅」１番出口より徒歩３分（丸ノ内線）
「都庁前駅」Ｅ５出口より徒歩６分（大江戸線）
「新宿西口駅」Ｄ４出口より徒歩11分（大江戸線）
「新宿駅」西口より徒歩15分（ＪＲ線・丸ノ内線・大江戸線等）
（お車でのご来場はご遠慮ください）